

# 一般社団法人全国海岸協会 定款

沿 革	
平成25年10月24日	一般認可申請
平成26年 3月20日	同 認可
平成26年 4月 1日	登記

## 第1章 総則

### (名称)

**第1条** この法人は、一般社団法人全国海岸協会と称する。

### (事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

**第3条** この法人は、海岸の保全、利用、環境整備等に関する方策を考究するとともに、海岸に関する知識の普及、海岸事業の推進を図ることにより、国土の保全と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海岸に関する調査研究
- (2) 講習会、講演会、展覧会等の開催
- (3) 海岸に関する知識及び愛護思想の普及徹底
- (4) 機関誌、図書等の刊行
- (5) 功労者の表彰
- (6) 国際会議への参加及び関係団体との協力
- (7) 海岸に関する関係当局に対する建議
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

**第5条** この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同する地方公共団体及び海岸保全事業の促進を目的とする団体
- (2) 名誉会員 学識経験者又はこの法人の目的達成に関し顕著な功績のあった者で理事会において推薦された者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助する団体

2 前項の会員のうち正会員及び名誉会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

### **(会員の資格の取得)**

**第6条** この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 この法人の団体会員にあつては、この法人に対する代表者としてその権利を行使する者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

### **(経費の負担)**

**第7条** この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める額の会費を支払う義務を負う。

### **(任意退会)**

**第8条** 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### **(除名)**

**第9条** 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

### **(会員資格の喪失)**

**第10条** 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) すべての正会員及び名誉会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

### **(抛出金品の不返還)**

**第11条** 既納の会費等は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

## **第4章 総会**

### **(構成)**

**第12条** 総会は、正会員及び名誉会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

### **(権限)**

**第13条** 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

**第14条** 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

**第15条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 正会員及び名誉会員の議決権の5分の1以上を有する正会員及び名誉会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

#### (議長)

**第16条** 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

#### (議決権)

**第17条** 総会における議決権は、正会員及び名誉会員1名につき1個とする。

#### (決議)

**第18条** 総会の決議は、正会員及び名誉会員の議決権総数の過半数を有する正会員及び名誉会員が出席し、出席した当該正会員及び名誉会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員及び名誉会員の総数の半数以上であって、正会員及び名誉会員の議決権総数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

**第19条** 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会に出席した正会員及び名誉会員より選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

#### (役員の設定)

**第20条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以上4名以内を副会長とし、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### **(役員を選任)**

**第21条** 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

#### **(理事の職務及び権限)**

**第22条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠員のときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### **(監事の職務及び権限)**

**第23条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### **(役員任期)**

**第24条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### **(役員解任)**

**第25条** 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### **(役員報酬等)**

**第26条** 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

#### **(責任免除)**

**第27条** この法人は、役員一般の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

#### **(顧問及び参与)**

**第28条** この法人に、任意の機関として、若干名の顧問及び参与を置くことができる。  
2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。  
3 顧問及び参与は、重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

### **第6章 理事会**

#### **(構成)**

**第29条** この法人に理事会を置く。  
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### **(権限)**

**第30条** 理事会は、次の職務を行う。  
(1) この法人の業務執行の決定  
(2) 理事の職務の執行の監督  
(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

#### **(招集)**

**第31条** 理事会は、会長が招集する。  
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

#### **(決議)**

**第32条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  
2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### **(議長)**

**第33条** 理事会の議長は、会長がこれに当たる。  
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

#### **(議事録)**

**第34条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 委員会

### (委員会)

- 第35条** 会長は、この法人の会務の円滑な運営を図るため、理事会の議を経て、委員会を置くことができる。
- 2 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第8章 資産及び会計

### (事業年度)

- 第36条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

- 第37条** この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

### (事業報告及び決算)

- 第38条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 計算書類
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、正会員及び名誉会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

### (剰余金の分配)

- 第39条** この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 事務局

### (事務局)

- 第40条** この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び職員を置く。
- 2 事務局長の任免は、理事会の決議を経て会長が行う。
  - 3 前2項に定めるもののほか、事務局に関する事項は、理事会で別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

**第41条** この定款は、総会の決議によって変更することができる。

**(解散)**

**第42条** この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

**(残余財産の帰属)**

**第43条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

**(公告の方法)**

**第44条** この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

**附 則**

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は脇雅史、副会長は山本榮二、鬼沢保平、林和雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。